

○ 公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における令和3年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は1,651件、請求者は344人だった。

請求内容では、「都市整備・建築・土木」に関するものが多く、全体の約42.9%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数(件)
都市整備・建築・土木	709
区政一般	519
教育	131
児童福祉	92
環境・清掃	79
保健・衛生・医療	60
入札・契約など	40
社会福祉	19
議会	2
合計	1,651

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数(人)	件数(件)
区民	95	507
区民以外	59	293
区内の法人・団体など	102	504
区外の法人・団体など	88	347
合計	344	1,651

表3 請求方法

請求方法	請求者数（人）
インターネット	148
窓口	125
ファクシミリ	49
郵送	22
合計	344

表4 公開請求の目的別件数

請求目的	件数（件）
営業活動	973
区政の監視、区民参加	501
学問的な調査・研究	68
私的利害の調整	74
請求目的の記載なし	35
合計	1,651

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数（「不存在」と「取下げ」を除く。）に占める「全部公開」と「部分公開」による公開の割合は約99.4%だった。また、公文書公開に関する審査請求が1件あった。

表5 公開請求処理状況

処理状況	件数（件）
全部公開	799
部分公開	458
非公開	5
不存在	135
存否応答拒否	2
取下げ	252
合計	1,651

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数（件）
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	245
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	201
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	6
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	15
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	103
法令等の規定によって公開できないもの	0
他の制度との調整が必要なもの	21

※ 同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数（件）
1週間以内	27
8日から14日まで	483
15日	405
16日から30日まで ※1	277
31日以上 ※2	207
取り下げられたもの	252
合計	1,651

※1 条例第12条第2項を適用し、決定期間を延長したもの。

※2 条例第13条第1項を適用し、決定期間を延長したもの。（ただし、件数は3年度中に公開諾否を決定したもの。）